ITKeeper クラウドサービス for サーバーセキュリティ 約款

第１条（目的）

1. 本規約は、乙が甲に対して提供する本サービスについて、本サービス契約すべてに適用されるものとします。
2. 甲および乙は、両者の合意に基づき公正な契約を締結し、信義に則り誠実に履行するものとします。

第２条（本規約の変更）

乙は、本規約の全部または一部を変更することができるものとします。本規約の全部または一部が変更された場合、変更後の本規約が本サービス契約すべてに適用されるものとします。

第３条（用語の定義）

本規約（別紙を含む）において、以下の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　語　の　意　味
甲	本契約の当事者であるお客様を言います。
乙	リコージャパン株式会社、またはリコージャパン株式会社が認めた販売店を言います。
本サービス	ITKeeper シリーズ「クラウドサービス　for サーバーセキュリティ」
本サービス契約	甲乙間にて成立する本サービスに関する契約を言います。
利用申込み	本サービスの利用申込みを言います。
申込書	甲が利用申込みをする際の乙所定の申込書面を言います。
サービス開始日	乙が所定の方法により通知する本サービスを開始する日を言います。
検収日	オンサイト導入オプションの利用申込がある場合の導入作業の検収日を言います。 この場合、検収日がサービス開始日となります。
契約終了日	甲または乙が相手方に対し、本サービス契約を終了する旨の意思表示をした日の属する月の末日を言います。
関連会社等	乙の関連会社または乙の選任した第三者を言います。
料金等	申込書および申込承諾書に記載された本サービス毎にかかる料金および別途乙が定める本サービスの実施に要する費用等を言います。
データ等	対象機器、必要機器およびその他の甲が保有する機器に記録されたデータ等を言います。
ID 等	本サービスの実施に必要となる全アカウント情報やパスワードおよび契約ＩＤを言います。
資料等	本サービスの実施に必要な情報、甲のネットワーク状況および必要機器の設置状況が把握できる資料等を総称したもの言います。
秘密情報	本サービス契約に関連して、それぞれ相手方に開示される資料等、および研究、技術、開発、製品、事業活動、ノウハウ等に関する情報を含む書面で開示された一切の情報、または、口頭で開示された情報であって開示後遅延なく秘密である旨を通知した情報を言います。
受領当事者	秘密情報を受領する当事者を言います。
開示当事者	秘密情報を開示する当事者を言います。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力を総称したものを言います。
対象機器	別紙本サービスにより、提供されるサーバーセキュリティ対策ソフトウェアがインストールされる甲保有のサーバーをいいます。
本ソフトウェア	本サービスを実施するために必要な甲の対象機器にインストールされるサーバーセキュリティ対策ソフトウェア、ならびにそのバージョンアップ版のことをいいます。
本管理サイト	本サービスの対象となる甲の対象機器の状態確認、本ソフトウェアの設定ができる管理Ｗｅｂサイトのことをいいます。
必要機器	乙が対象機器に対して本サービスを実施するために別途必要な機器を言います。
本ネットワーク	本サービスの提供に必要となる、甲のインターネット接続環境
リモート接続	リモートによる対象機器への接続を言います。

第４条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、クラウド型サーバーセキュリティ対策サービスとして、乙が甲に対して提供する標準サービス（以下、標準サービスといいます）とオプションサービス（以下、オプションサービスといいます）で構成されます。
2. 本サービスのうち、オプションサービスについては、通常の費用以外に、別途費用が発生します。
3. 本サービスの詳細およびシステム要件は別紙に定めるものとします。

第５条（本サービスの提供条件）

1. 甲は、対象機器の設置および対象機器とネットワークの接続を甲の責任と費用負担により行うものとします。
2. 甲の有する対象機器、環境その他条件が、別紙にて定めるシステム要件に満たない場合には、本サービスの提供がで

きない場合があります。

3. 乙が甲に対して本サービスを提供するにあたり、甲は次の条件を満たしている必要があります。
（1） クラウド型サーバーセキュリティ対策サービスを利用するにあたり、甲の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して対象機器をインターネットに接続していること。
（2） 本ソフトウェアをインストールするにあたり、本ソフトウェアのダウンロード用 Web サイトの URL を E-Mail にてご連絡するため、および本サービスである、レポートサービス、監視サービス、その他本サービスに関わる送信など本サービスの提供に必要となるため、当該連絡および受信できる甲の E-Mail アドレスが存在し指定していること。

第６条（本サービスの契約成立）

1. 甲は、本約款に同意の上、必要事項が記入された乙指定の申込書を乙に対して提出するものとします。
2. 乙が甲より必要事項を記載済の申込書を受領した時点で、甲乙間において本サービス契約は成立します。
3. 乙は、本サービス契約の成立から30日の間に次の事項に定める場合があると判断した場合には、甲に通知することにより直ちに本サービス契約を解除することができるものとします。
（1） 甲が、当該利用申込みにかかる契約上の義務を怠る虞が明らかである場合
（2） 甲が、申込書に虚偽の事実を記載した場合
（3） 甲が、本サービス料金の支払いを怠るおそれがある場合
（4） 甲について、第 56 条(反社会的勢力との関係排除等)に違反する事実が判明した場合、またはそのおそれが明らかである場合
（5） その他、乙の業務の遂行上著しい支障があると乙が判断した場合

第７条（本ソフトウェアの使用許諾）

1. 乙は甲に対し、本ソフトウェアをクラウド環境で提供するものとします。
2. 甲は、別紙１に定める本ソフトウェアの使用許諾条件（以下、使用許諾条件といいます）に同意するものとします。
3. 甲が使用許諾条件に同意しない場合、直ちにその旨を乙へ通知し、乙は、本契約を解除することができるものとします。この場合、甲は、当該通知以前に、乙が既に履行済みの本サービスにかかる費用を乙に対して支払うものとします。

第８条（本サービスの提供外）

以下各号に定める作業およびサービスは、本サービスの対象外とし、乙はその実施につき何らその責任を負うものではありません。
（1）理由の如何を問わず、本ソフトウェアに生じた障害の復旧作業
（2）理由の如何を問わず、対象機器に生じた障害の復旧作業
（3）対象機器に記憶されているデータのバックアップ作業
（4）対象機器に記憶されているデータが損壊または消失した場合の当該データの修復作業
（5）本ソフトウェアのバージョンアップおよび更新ソフトウェアへの変更作業
（6）対象機器に感染したコンピューターウイルス等の駆除作業
（7）導入時以外における対象機器への本ソフトウェア以外の導入作業
（8）本ソフトウェアの操作以外の問合せサービスの提供
（9）前各号のほか乙が本サービスの対象外と判断した作業

第９条（本サービスの免責）

1. 乙は、本ソフトウェアの機能および性能に関する正確性、完全性ならびに甲の特定目的への適合性について何ら保証するものではありません。
2. 乙は本ソフトウェアの対象機器へのセキュリティ対策における完全性について何ら保証するものではありません。
3. 乙は、本ソフトウェアに起因して生じる対象機器および他のソフトウェアのいかなる障害について何らその責任を負うものではありません。

第10条（関連会社等の代行）

乙は、本サービス契約より生ずる乙の義務について、関連会社等に代行させることができるものとします。この場合、乙は、乙の責任と負担において、関連会社等に対して、十分な指導および管理を行うものとします。

第１１条（本サービスの提供期間）

1. 本サービスの提供期間はサービス開始日から契約終了日までとします。
2. 本サービスの契約期間は１か月とし、その起算日はサービス開始日の属する月の翌月１日とします。
3. 甲または乙が相手方に対し、期間満了の 2 週間前までに本サービス契約を終了する旨の書面による意思表示をしない限り、本サービス契約は同一条件で更に１か月自動更新されます。

第１２条（本サービス提供区域）

本サービスの提供地域は、日本国内に限定します。

第１３条（本サービス実施者）

乙は、本サービスの実施を乙の社員または乙の選任した代行者（以下、当該代行者から委託された者を含めて乙のサービス要員といいます）により行わせるものとします。なお、乙は、乙の事情により乙のサービス要員を随時交代させることができるものとします。

第１４条（本サービスの仕様変更）

乙は、理由の如何を問わず、本サービスおよび本ソフトウェアの仕様を予告無く変更する場合があります。

第１５条（本サービスの料金等）

1. 甲は、料金等を、乙所定の支払い方法に従って乙に支払うものとします。
2. 料金等のうち初期費用が設定されている場合、甲は、本サービス開始日の属する月（以下、サービス開始月といいます）以降に乙が発行する請求書に定める支払条件により、当該初期費用を乙に支払うものとします。
3. 料金等のうち月額費用が設定されている場合、甲は、月額費用を、サービス開始月の翌月以降に乙が発行する請求書に定める支払条件により、乙に支払うものとします。なお、第 16 条により、甲が本サービスの解除を申し出た場合、甲の当該月額費用の支払義務は解除該当月まで発生するものとします。
4. 前項の規定の他、本サービスの実施場所が、乙のサービス要員の所在する場所より片道５０ｋｍ以上の距離で、かつ片道２時間以上かかる地区、および沖縄本島を除く周辺島部である場合、甲は、その都度乙の請求に基づき別途追加料金を負担するものとします。
5. 理由の如何を問わず本契約が効力を失った場合といえども、乙は、甲より一旦支払われた料金等を甲に返金しないものとします。
6. 本サービスの料金等に消費税が賦課される場合、甲は、かかる本サービスの料金等とこれに対する本契約の成立時に有効な税率に基づく消費税相当金額とを、併せて乙に支払うものとします。なお、税率の変更があった場合は、当該変更の実施後に甲が乙に支払う対価より変更された消費税を適用するものとします。
7. 甲は、本サービスの料金等または本契約に定める費用の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日より代金完済の日まで年 14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第16条（甲による本サービス契約の解除）

甲は、本サービス契約の解除を希望する場合は、解除希望月末日の 2 週間前までに乙にその旨を書面で通知することにより、本サービス契約を解除できるものとします。

第１７条（乙による本サービスの契約解除）

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしにただちに本サービス契約の全部または一部を解除することができるものとします。
   （1） 本規約に定める債務を履行せず、その他本規約に違反し、相当の期間を定めた催告にかかわらず、なお債務不履行その他の違反行為が是正されない場合。
   （2） 差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、あるいは滞納処分により財産の差押を受けた場合。
   （3） 振出、裏書もしくは引受けた手形または小切手が不渡りとなった場合、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合。
   （4） 発生させた電子記録債権が支払不能となった場合、または電子記録債権取扱金融機関より取引停止処分を受けた場合。
   （5） 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始を申立てられた場合。
   （6） 定款違反、合併、総会の決議等による解散事由に該当した場合
   （7） 資産・信用状態もしくは事業状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
   （8） 監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合。
   （9） 重大な背信行為があった場合。
   （10）第５条第３項に該当する事由がある場合
   （11）その他本サービス契約を継続し難い重大な事由が発生した場合。
2. 甲は、前項第２号から第８号までのいずれかに該当した場合、ただちに乙に対してその旨を通知するものとします。
3. 甲は、本条第１項各号のいずれかに該当した場合、乙による契約解除の有無にかかわらず、本サービス契約に基づき甲に対して負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、ただちに弁済するものとします。
4. 乙は、第１項の規定に基づき本サービス契約を解除した場合であっても、甲に対して損害賠償を請求することができるものとします。
5. 乙は、契約成立日から検収日の間に、乙による合理的な対応をしたにもかかわらず、本サービスの提供ができないことが判明した場合、本サービス契約を解除できるものとします。

第１８条（本サービスの廃止）

1. 乙は、乙の都合により本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
2. 前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合、乙は、乙所定の方法によって本サービス廃止日の事前に甲に対してその旨を通知するものとします。
3. 本サービスの一部を廃止した場合は、その限度で利用契約は終了し、全部を終了した場合は、本利用契約の全てが終了するものとします。
4. 乙は、本条に基づき本サービスを廃止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第１９条（本サービスの中止）

1. 乙は、乙の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部または一部の提供を行うことができなくなった場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
2. 乙は、本サービスの全部または一部を中止する場合、甲に対してその旨を通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを中止することができるものとします。
3. 乙は、本条に基づき本サービスの提供を中止した場合に、甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第２０条（本サービスの停止）

1. 乙は、甲が以下各号のいずれかに該当した場合、甲に通知することなく、直ちに本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
   （１） 本サービスの申込、およびその他の手続において乙に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合
   （２） 乙の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行う、または同様の問合せを繰り返し行うことにより乙の業務に支障をきたした場合
   （３） 乙に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝または脅迫などに当たる行為を行った場合
   （４） 本条項に違反し、その程度が軽微でないと乙が判断した場合
   （５） 明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合
   （６） その他乙が不適切であると判断する作為または不作為による行為を行った場合
2. 乙は、以下各号のいずれかに該当する場合、甲に対して事前に通知することによって、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします。
   （１） 本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンスまたは工事を実施する必要がある場合
   （２） 乙が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合
3. 乙は、本条に基づき本サービスの提供を停止した場合に甲が被った損害について、何ら責任を負うものではありません。
4. 乙は、甲の管理する情報等が、前１項のいずれかに該当する場合は、甲に対し何らの通知なく、蓄積している情報を削除する場合があります。

第２１条（氏名等の変更）

甲は、その氏名、商号、または住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を乙に通知するものとします。

第２２条 （データ等の責任）

1. 甲は、本サービスの実施にあたり、対象機器に記録されたデータ等（以下、データ等といいます）について、自己の責任と費用負担において自ら修復可能なようにバックアップ等適切な処置を講ずるものとします。
2. 乙が本サービスの実施にあたり甲のデータ等が、滅失、毀損、漏洩した場合といえども、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、乙はいかなる責任も負わないものとします。

第２３条（甲の協力）

1. 甲は、ID 等を自己の責任において管理するものとします。
2. 甲は、ID 等を漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により乙または第三者に損害が生じた場合には、これによって生じた一切の責任を負うものとします。
3. 甲は、乙の本サービスの実施にあたり、乙より要請があった資料等を速やかに提示するものとし、当該資料等に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものとします。
4. 甲は、本サービスの実施にあたり、乙が甲の事業所内に立ち入る必要がある場合、甲は、乙の立ち入りを許可すると共に、本サービスの実施に必要となる適切な広さの作業場所を無償で乙に提供するものとします。この場合、乙は、当該事業所の定める安全衛生基準等の諸規則を遵守するものとします。

5. 甲は、本サービスの実施にあたり必要となる場合、甲の保有するコンピューター等の設備を無償で提供するものとします。この場合、乙は、当該設備の使用規則を遵守するものとします。
6. 甲は、乙の保守要員が対象機器の保守サービスの実施に必要であると判断した場合、乙による対象機器の停止、または甲の事業所外への持ち出しを認めるものとします。
7. 甲は、乙が本サービスを実施する上で甲の事業所内で発生する電気代等の費用を負担するものとします。
8. 本ソフトウェアの導入、設定変更に伴う、本ネットワークおよび対象機器とネットワーク間の接続など、甲のネットワーク接続に関して生じた問題については、甲は自らの責任で対応するものとします。

第２４条（適応除外）

以下各号に定める作業については本サービスの適用外とし、乙は、当該作業の実施について何らの責任も負わないものとします。

（１）以下の①から③のいずれかに起因する対象機器の障害または故障の修理
① 対象機器メーカー指定外の媒体または消耗品等の使用
② 対象機器メーカーの定める使用環境以外での使用
③ 対象機器メーカーの保証が適用されない対象機器の不適正な使用、火災、水害、盗難、異常電流、甲による輸送、もしくは、乙または対象機器メーカー従業員（対象機器メーカーの委託先従業員を含む）以外の者により実施された改造または作業等

（２）本ソフトウェアの導入、設定変更、および甲による対象機器の設定変更が行われたことによって対象機器に障害が発生した場合の障害復旧作業
（３）本サービス完了後における、別途甲の使用するソフトウェアに生じた不具合に対する復旧作業
（４）対象機器へのコンピューターウイルス感染、および外部からの不正アクセス等に起因して対象機器、または甲の使用するソフトウェア等に障害が発生した場合の障害復旧作業
（５）データベース、ソフトウェアおよびマクロ等の作成、ならびにこれらに関わる支援作業
（６）天災地変、戦争・騒乱、ストライキ、行政行為、その他の不測の事故、もしくは甲の故意、過失または不適正な使用によって対象機器に障害が発生した場合の障害復旧作業
（７）前各号の他、乙が定める本サービスの範囲外と判断する作業

第２５条（第三者の権利侵害）

本サービスの実施に関し、甲と第三者との間に当該第三者の権利侵害に関する紛争が生じた場合には、乙は一切の責任を取らないものとします。ただし、乙の故意または重大な過失による場合は、この限りではないものとします。

第２６条（秘密保持）

1. 受領当事者は、秘密情報につき秘密を保持し、開示当事者の事前の書面による承諾を得ずに、これを第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報の定義から除外します。
（1）開示の際、すでに公知となっていた情報。
（2）開示後、受領当事者の責めによらずに公知となった情報。
（3）開示時に、既に受領当事者が所有していた情報。
（4）開示後、受領当事者が秘密情報に触れることなく独自に開発した情報。
（5）開示後、受領当事者が第三者より秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報。
2. 前項の規定にかかわらず、受領当事者は、裁判所や行政機関の命令等法律に基づき秘密情報を開示する必要のある場合には、秘密情報を開示できるものとします。この場合、受領当事者は開示当事者に対して、その旨を書面で事前に通知するとともに、開示の範囲を最小限にするよう努めるものとします。

第２７条（反社会的勢力との関係排除等）

1. 甲および乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいいます。）もしくは業務従事者または本サービス契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。
（1）反社会的勢力であること。
（2）反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること。
（3）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
（4）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
（5）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること。
（6）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲および乙は、本サービス契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
3. 甲および乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
（1）反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反

社会的勢力と関係を持つこと。

（2）自らもしくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと。

① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること。

② 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。

③ 相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること。

④ 相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること。

4. 甲または乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本サービス契約を解除することができるものとします。この場合、甲または乙は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

第２８条（損害賠償責任）

1. 乙の責めに帰すべきことが本契約上明らかな場合であって、本サービスに関連して甲または第三者に損害が発生した場合は、乙は、当該事由の直接的結果として現実に甲に発生した通常の範囲内の損害に限り、その賠償の責任を負うものとします。この場合、乙が甲に支払う損害賠償額は、当該損害が発生した本サービス毎にかかる料金等の額を限度とします。
2. 前項に定める場合を除き、本サービスの提供、遅滞、変更、中止、停止、廃止、もしくは本サービスを通じて登録、提供されるデータ、データベース等の流出、もしくは損失等、またはその他本サービスに関連して発生した（天災地変、その他の不測の事故、甲の故意または過失により発生した場合も含む。）甲または第三者の損害、および権利侵害について、乙は一切の責任は負わないものとします。ただし、乙の故意または重大な過失による場合は、この限りではないものとします。
3. 甲が本契約に違反、不正行為、または甲の責めに帰すべき事由により、乙または第三者に損害を与える事態となった場合、乙は、甲に対し損害賠償を請求できるものとします。
4. 乙は、甲の本サービスの利用に関連して、甲の業務に生じた業務中断、遅延、機会損失、甲と第三者との間で発生した紛争、または損害賠償請求については、一切その責任を負わないものとします。

第２９条（権利義務の譲渡等）

甲は、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。ただし、乙の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

第３０条（準拠法）

本契約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法とします。

第３１条（協　議）

甲および乙は、本契約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ協議して定めるものとします。

第３２条（管轄裁判所）

甲は、本契約に付随して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上

ITKeeper クラウドサービス for サーバーセキュリティ 約款

別紙１　本ソフトウェア使用許諾条件

第１条（使用権の許諾）

（１）　本ソフトウェアの使用許諾条件として、株式会社リコー（以下、リコーといいます）は甲に対して、甲が本サービスを受けるために、対象機器におけるセキュリティ対策を目的とした日本国内における非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利を許諾いたします。

（２）　甲は、リコーが別途指定した本ソフトウェアライセンス数のみで、本ソフトウェアを使用することができます。なお、甲は、当該本数を超えて本ソフトウェアを使用する場合には、別途必要な本ソフトウェアのライセンス数の許諾を得るものとします。

（３）　甲は、本ソフトウェアの複製はできないものとします。

第２条（著作権等）

（１）　本ソフトウェアに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はトレンドマイクロ株式会社（以下、トレンドマイクロといいます）へ独占的に帰属します。

（２）　甲は、リコーおよびトレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアを第三者へ賃貸、貸与、販売または譲渡できないものとし、かつ、本ソフトウェアに担保権を設定することはできないものとします。

（３）　甲は、リコーおよびトレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、甲の顧客サービス（有償、無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として本ソフトウェアを使用することはできないものとします。

（４）　甲は、本ソフトウェアにつき、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできないものとします。甲の改造に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、乙、リコーおよびトレンドマイクロは、当該障害に関して一切の責任を負わないものとします。

第３条（保証および責任の限定）

（１）　乙、リコーおよびトレンドマイクロは、本ソフトウェアに関して、一切の保証を行わないものとします。また、乙、リコーおよびトレンドマイクロは、本ソフトウェアの機能が甲の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因する甲の損害につき一切の保証を行わないものとします。

（２）　本ソフトウェアの使用に起因して甲またはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して、乙、リコーおよびトレンドマイクロは一切の責任を負わないものとします。なお、理由の如何を問わず乙、リコーが、甲または第三者に対して負担する責任の総額は、本サービスの対価として実際に支払った100%の額を上限とします。

第４条（一般条項）

（１）　甲は、リコーおよびトレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアを日本国外へ持ち出すことはできないものとします。

（２）　本約款で定める本ソフトウェアの使用許諾に関し、本約款の締結以前に、甲、リコーおよびトレンドマイクロとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、リコーおよびトレンドマイクロは、甲へ事前の通知を行うことなく本約款で定める本ソフトウェアの使用許諾の内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の内容、その他の告知内容は無効となり、最新の内容、告知内容が適用されるものとします。

（３）　リコーは、甲が本使用許諾条件のいずれかに違反した場合、甲による本ソフトウェアの使用を終了させることができるものとします。

以上

別紙２　本サービス提供内容

Ⅰ．標準サービス

標準サービスの種類
１．クラウド型サーバーセキュリティ対策サービス
２．ヘルプデスクサービス
３．セキュリティ監視サービス
４．設定変更サービス
５．レポート通知・調査サービス

【１．クラウド型サーバーセキュリティ対策サービス】

1. 乙は、甲に対して、クラウド型サーバーセキュリティ対策サービスとして、本サービスの利用に必要となる本ソフトウェアと本管理サイトを提供するものとします。
2. 本ソフトウェアに含まれる機能は以下となります。以下の機能のうち、１～３の機能については、乙が推奨する設定をあらかじめ行った上で提供するものとします。但し、本サービスの利用においては、甲の責任において設定の変更などの運用を行うものとします。

提供機能	初期設定の有無
１、不正プログラム	有
２、侵入防御	有
３、Web レピュテーション	有
４、セキュリティログ監視	有
５、ファイアーウォール	無
６、変更監視	無

3. 乙は、甲がサービスの利用を開始するために必要な情報をメールにて通知するものとします。
4. 甲は、甲の費用と責任において、本ソフトウェアの対象機器への導入作業を実施するものとします。但し、オプションサービスにてインストールオプションサービスを申し込んだ場合は、乙は甲に代わってⅡ．オプションサービスに定める導入作業を実施するものとします。
5. 甲は、本サービスの契約を解除する場合は、契約終了日までに、甲の費用と責任において、対象機器からの本ソフトウェアの削除作業を実施するものとします。

【２．ヘルプデスクサービス】

1. 乙は、甲の管理者向けヘルプデスクサービスとして、甲からの電話による本ソフトウェアの操作に関する問い合わせにつき、以下に既定する内容のサービスを提供するものとします。なお、本サービス以外の内容に関する問合せや障害対応はヘルプデスクサービスに含まれず、乙は一切責任を負わないものとします

   ・本サービスの管理サイトの設定、操作に関する問合せ対応

2. 乙は、甲からの問合せに対し、リモート接続ができるものとします。ただし、以下各号の場合においては、リモート接続は実施されないものとします。

   ①リモート接続に対する甲の同意がない場合
   ②甲がインターネット接続環境を有していない場合
   ③甲のインターネット接続環境が乙の定める要件を満たしていない場合
   ④甲のインターネット接続環境を提供するサービスプロバイダ等その他インターネット接続に介在する第三者側の事由により、甲が対象機器にリモート接続ができない場合
   ⑤前各号のほか乙がリモート接続を実施することができないと判断した場合

3. 前項のリモート接続が実施された場合であっても、対象機器の操作は甲が行うものとし、乙による対象機器の操作は行われないものとします。また、前項のリモート接続の実施中、甲は、対象機器の画面を常時確認し、乙に必要な情報を提供するものとします。
4. 甲は、乙がリモート接続を実施するにあたり、乙に対して個人情報または企業情報を開示する場合、甲の責任において当該個人情報または企業情報に対してデータの加工、変更または修正を行い、もしくはデータに対してマスキング等を実施し、乙が当該個人情報または企業情報を知得できないよう必要な措置を講じるものとします。なお、当該措置が講じられない場合、乙は、リモート接続の全部または一部の提供を行わないことができるものとします。

【３．セキュリティ監視サービス】

1. 乙は、セキュリティ監視サービスとして、乙が定めた設定範囲を超える事象が発生した場合に、甲へ対してアラートを申込書記載の E-Mail アドレス宛に通知します。ただし、甲が当該設定の変更・除外を行った場合はこ

の限りではありません。

2. 乙は、本ソフトウェアを提供する際に、セキュリティポリシーの初期設定を行い甲へ提供するものとします。

【４．設定変更サービス】

1. 甲による乙所定の書面での通知に基づき、乙は、本管理サイト上での設定変更を実施いたします。なお、当該書面に規定されていない設定変更については本サービスの対象外となります。
2. 乙は、設定変更の完了報告を、甲からの依頼を受付けた際の宛先へ E-Mail にて通知することとします。

【５．レポート通知・調査サービス】

1. 乙は、本ソフトウェアのセキュリティレポートを申込書記載のE-Mailアドレス宛に送付します。
2. 乙は、本ソフトウェアを提供する際に、乙指定の日時にて、毎月、本ソフトウェアのセキュリティレポートをE-Mailにて甲へ送付する初期設定を行い甲に提供するものとします。
3. 甲にて、設定やメールアドレスの変更を行った場合は、レポートが送付されない場合があります。
4. 甲は、レポートに関する問合せや調査の依頼を、乙指定の書面を提出することにより、乙へ依頼することができるものとします。乙は、依頼受付けにあたり、内容の確認が必要な場合は、書面に記載された甲の電話番号に対して、電話にて連絡することができるものとします。
5. 乙は、前項の依頼に対する報告を、前項の依頼受付けを行った際の甲の宛先へE-Mailにて送付します。

Ⅱ．オプションサービス

オプションサービスの種類
（６）リモート導入オプション
（７）オンサイト導入オプション

【６．リモート導入オプション】

1. 乙は、甲が保有する対象機器に対して、本ネットワークを利用しリモート接続し、甲に代わり、本サービスの導入作業として以下の作業を実施します。
   ①本ソフトウェアのエージェントインストール作業
   ②本ソフトウェアのエージェントアクティベーション作業
2. リモート接続により導入作業を実施している間は、乙にて対象機器の操作を実施いたしますが、リモート接続の実施中、甲は、対象機器の画面を常時確認し、乙に必要な情報を提供するものとします。
3. リモート接続が何らかの事情にて接続できない場合は、本サービスは提供しない場合が有ります。
4. 当該導入作業は、E-Mail にて、申込み時に甲より受領したメールアドレス宛に通知することで、完了したものとします。

【７．オンサイト導入オプション】

1. 乙は、甲の拠点へ訪問し、甲が保有する対象機器に対して、甲に代わり、本サービスの導入作業として以下の作業を実施します。
   ①本ソフトウェアのエージェントインストール作業
   ②本ソフトウェアのエージェントアクティベーション作業
2. 甲は乙に対して、当該作業を行うにあたり、対象機器の利用を認めるものとします。
3. 甲は、乙より当該作業の実施を受けた場合は、乙の当該作業完了報告書に対する甲の署名・押印をもって当該作業は完了したものとします。

Ⅲ．本サービスの提供時間

標準サービスの種類		提供時間
（1）	クラウド型サーバーセキュリティ対策サービス	24 時間 365 日
（2）	ヘルプデスクサービス	月曜日～金曜日　9:00 ～17:00　※
（3）	セキュリティ監視サービス	24 時間 365 日
（4）	設定変更サービス	月曜～金曜日 9:00～17:00　※
（5）	レポート通知・調査サービス	以下のとおり
	レポート通知サービス	24 時間 365 日
	レポート調査サービス	月曜～金曜日 9:00～17:00　※

オプションサービスの種類		提供時間
（6）	リモート導入オプション	月曜日～金曜日 9:00 ～17：00　※
（7）	インストール導入オプション	月曜日～金曜日 9:00 ～17：00　※

※祝日および年末年始の乙の指定日は除きます。

以上

別紙3 動作要件

本サービスの動作要件は、次の通りです。但し、トレンドマイクロ がトレンドマイクロのウェブサイトで提示するシステム要件に定める条件に優先的に従うものとします。
『Trend Micro Cloud One – Workload Security システム要件』
http://www.go-tm.jp/tmdsaas/req
（URL は、トレンドマイクロにより予告なく変更となる場合があることを前提とします）

対応 OS （※1）	Windows Server 2008(32 ビットおよび 64 ビット) Windows Server 2008 R2(64 ビット) Windows Server 2012 (64 ビット) Windows Server 2012 R2 (64 ビット) Windows Server 2016 (LTSC、バージョン 1607) (64 ビット) Windows Server 2019 (LTSC、バージョン 1809) (64 ビット) Windows Server 2022 (LTSC、バージョン 21H2) (64 ビット) ※すべて日本語版 OS であることが必要です。
プロセッサー	物理サーバー: Intel Pentium Dual-Core または同等以上、4-Core 以上を推奨 仮想マシン: 4 vCPU 以上を推奨
メモリ	最小 2GB、推奨4GB
ディスク	1GB 以上の空き容量推奨
ネットワーク接続	インターネットへ接続可能なこと。 直接またはプロキシを介して本管理サイトと以下のポート番号にて通信ができること。 HTTPS（443 番ポート）・ HTTP（80 番ポート）・ DNS（53 番ポート）・ NTP（123 番ポート）
プロキシ環境 （※2）	認証付き・認証無し共に対応。 認証付きは、基本（BASIC）認証のみ対応。 ※Digest 認証と NTLM 認証は対応していません。
Web ブラウザ （※3）	Microsoft Edge 79 以降 Firefox™ 67 以降 Chrome™ 63 以降 Safari™ 11.1 以降 ※Javascript を有効にする（※4） ※ファイルのダウンロードを有効にする（※4）
その他① （※5）	本ソフトウェア以外のウイルス対策ソフトが導入されていないサーバーであること。
その他② （※6）	導入作業前に、クラスタサービスを提供するソフトウェアのサービスが停止していること 例：Microsoft Cluster Service(MSCS) / Microsoft フェールオーバー クラスタリング (MSFC)等

※1. 本ソフトウェアの対応OSは、OS開発元のサポート期限に依存せず、トレンドマイクロが提供する本ソフトウェアのバージョンに応じて、トレンドマイクロの定めるサポート期限まで、対象となります。但し、本ソフトウェアのバージョンアップデートは、甲の管理および責任にて実施することが必要です。
なお、OSの開発元にてサポートが終了した OS については、リモート導入オプションサービスおよびオンサイト導入オプションサービスのご提供に際し、OS に起因する何らかの事情によりインストール作業ができない問題が発生した場合は、本オプションサービスの対象外となります。

※2. 1 アカウント（1 つのお客様管理サイト）にて設定できるプロキシサーバー情報は1つとなります。プロキシサーバーが

複数ある場合は、お申込を分けていただき、お客様管理サイトを分ける必要がございます。

※3. 本管理サイトの動作要件となります。Web ブラウザの開発元にてサポートが終了となった場合、本サービスの対象外となります。

※4. リモート導入オプションのご提供に際し必要となる動作要件です。

※5. 導入されている場合は、本商品の導入前にアンインストールしていただくことが必要です。
詳細については、トレンドマイクロの下記サイトをご参照ください。
『トレンドマイクロ製品・他社製品と共存した場合の動作について』
https://success.trendmicro.com/jp/solution/1310039

※6. リモート導入オプションおよびオンサイト導入オプションのご提供に際し必要となる動作要件です。

以上